

## 第1回報告

### 非正規・中高年シングル女性の 現状とこれから 第1回 ジェンダー平等と雇用問題 2023 10/14(土)

講師 金井 郁さん 埼玉大学教授

37人参加（男性1人）で熱心な意見交換

金井さんのお話が終わると、女性市議、前県議も交えて、次々と質問や意見交換の場になりました。これまでの「非正規シングル女性」講座では、割と穏やかな意見交換で多くの人が自分のことも含めて発言する、というような感じでしたが、今回はかなりはっきり現実への批判が続出したのは、講師の金井さんの現状分析のインパクトが強かったからでしょうか。

今回の講座には国広陽子さん（武蔵大学名誉教授）、飯島裕子さん（ノンフィクションライターで2022年度講座講師）の参加もあり「盛会だっただけでなく、現場報告や発言が沢山うかがえて、とても刺激的でした。すすめる会は高齢化しているとのことですが、若い参加者もいらして励まされました。女性の貧困は待ったなしの問題ですよね」「とても刺激的でした」という嬉しい感想をいただきました。一方で「シングルの女性が働いている中で感じている、ちょっとした不安や悩みが話しやすくなるようなきっかけを作れたら良かったのですが」という感想もあり、次回の運営に生かしていきたいと思えます。

開会のあいさつを、かながわ女性会議の井上匡子副代表（神奈川大学）からいただき、市内だけでなく横浜や東京などからの参加もありました。

## 「男女賃金格差大国」日本

ー労働相談の現場から見るとー

〈フロア発言 澤田幸子さん〉

### コロナ禍を乗り越えて？ー物価上昇が直撃

最低賃金時給が上がっても生活苦。▶中小零細で働くパート労働者はシフトが減らされ、週4～5日・1日5時間を2～3日という削減の契約を一方的に変更されています。▶労働条件の変更（労働時間削減、有給の休憩時間を削減）残業代払わなくても良いような仕組み作りー賃金の引き下げ、退職時の残業代、賃金の未払い

**自治体訪問活動から分かること▶公務関連業務に広がる、非正規労働者の増大。約80%が女性。正規公務員の減少を支える非正規（会計年度任用職員）が自治体の主たる担い手。正規公務員の1.5倍～2倍を超える自治体続出。**

**女性への構造的差別▶多様な正社員 限定社員（ジョブ型雇用）、個人請負（フリーランス）**

女性を非正規に誘導する社会保障や税の制度ー性別役割分業の温存に。第3号被保険者、配偶者控除、特別控除、103万円・130万円の壁の創設

▶最低賃金が引き上がった事で労働時間を少なく  
**賃金格差の跳ね返るー女性の年金**

## 第2回講座

### 私の賃金、低くないですか

2023 11月19日(日)13:30～

▷講師 佐藤ひとみさん

(わくわくシニアシングルス)

「中高年シングル女性の生活状況実態調査」  
から見えてくるもの」 2022年調査より  
・トーク&トーク

場所：川崎市男女共同参画センターすくらむ21  
〈ぜひ、ご参加ください〉

## ジェンダー平等と雇用問題

講師：金井郁さん・埼玉大学教授

- (1) 日本的雇用システムにおける非正規雇用とはなにか
- (2) 日本の労働市場における非正規雇用
- (3) 日本の労働市場における非正規雇用
- (4) パートタイム労働政策
- (5) 企業の雇用管理
- (6) ジェンダー平等で公正な「非正規雇用」とは



## (1) 日本の雇用システムにおける非正規雇用とは

- ・ 正規雇用⇒直接雇用＋期限の定めない雇用＋フルタイム
- ・ 直接雇用の非正規雇用
- ・ 直接雇用で期限付き雇用、
  - ： 契約社員、パートタイム労働者、アルバイト、嘱託など
- ・ 間接雇用の非正規雇用……派遣、請負労働者
- ・ 日本のフルタイムパート
  - フルタイム働くパートタイム労働者の存在
  - ⇒ 身分としてのパート→企業の中でどのように呼ばれているか（呼称）が正規、非正規を決める
  - ⇒ 法律上、正社員とは何か、非正社員とは何かが決まっているわけではない
- ・ 正規雇用のあり方（雇用保障・賃金制度等）が非正規雇用のあり方を制約している→正社員がどう形つくられているか。
- ・ 非正規雇用の在り方は、正規雇用の在り方を考える必要→密接に関連している。
- ・ 正規雇用のあり方（雇用保障・賃金制度等）が非正規雇用のあり方を制約している→正社員がどう形つくられているか。

## 日本の非正規化の特徴

- ・ 1990年代以降急速に非正規化、近年減少傾向。偏って女性に生じている。ただし、近年減少傾向。
- ▶ 2002年から2012年  
若年層の女性の非正規化が進む  
2022年：正社員率の方が高くなる
  - ・ 女性就業率が飽和状態⇒・OECDによると、15～64歳の生産人口に対する働く女性の割合は22年時点で日本は74.3%。米国の69%やフランスの70.7%を上回り、G7で最も高いカナダの76.7%に接近している。
- ▶ 女性 1987年⇒2022年 2012年以降 若年層では正社員が増加
- ▶ 男性 1987年⇒2022年 若年層・高齢者で若干増えている

## (2) 日本の労働市場における非正規雇用

未婚雇用者のうち非正規女性の割合37.6%→約4割近く非正規（女性）高学歴若年層の非正規化が止まった一方、中卒・高卒若年女性非正規比率高いまま

(4) (5) (6)については、  
次号に掲載予定

## (3) パートタイム労働者雇用保険

パートタイム労働者は被保険者として長い間、扱われてこなかった。（一般保険者からの摘要除外には含まれず、法律上は除外の対象になっていない）

▶ 1950年行政通達 臨時内職的に雇用される者に失業保険法の適用について 適用除外の理由

- ① 雇用保険法上の「労働者」とは認めがたい
- ② 失業者となるおそれがない
- ③ 同法の保護を受け得る可能性が少ない。対象例家庭の婦女子、アルバイト学生

・ 非正規労働者のなかでも、女性が多数を占めるパートタイム労働は家計補助者として労働性失業者性がなかなか認められなかった。

・ ジェンダー規範に沿った形での線引きが雇用保険制度に内在。

・ 90年代後半以降派遣労働者の雇用保険におけるセーフティネット強化が政治的課題となり、パートタイム労働者についても適用拡大がすすむ。⇒雇用保険制度に内在したジェンダーによる線引きは結果としてみ直されてきた。

## 年収

106万円

130万円の壁



政府は「106万円、130万円年収の壁」対策を打ち出しました。

最賃の引き上げなどにより年収が増加した結果、厚生年金、健康保険の加入で働き損にならないために106万円の年収をこえないように働く106万円の壁。

家族に扶養されている場合は、扶養から外れ、国民年金『3号被保険者』要件からも外れ、国民健康保険や国民年金に加入することになる130万円の壁対策です。

そこには女性が多くを占めるパートや非正規労働者が低い賃金で雇用されてきたという背景があります。そこに、この人手不足で、これからの繁忙期を年収を抑えるために休まれてはな困るという企業の思惑も…。

厚生労働省の年収の壁・支援パッケージによると、

■106万円の壁への対応は(①キャリアアップ助成金のコースの新設 ②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外)とあり、???。活用イ

メージによると、賃金アップ、労働時間が増えたことにより、厚生年金、健康保険に加入することで発生する保険料相当額を企業が負担する、その助成金を国がひとりあたり最大で50万円を支援する。(保険料の肩代り?)

■130万円の壁の方は、収入が一時的に130万円を超えても、会社が被扶養者の確認をすればいい(連続2年まで)。(書類上でOKとしておけばいいんでしょ…ってかんじ?)で、どちらにしても一時的なものです。

働き方による格差をなくして、だれもが安心して暮らせる賃金・社会保障を構築を

今回のすすめる会の講座『ジェンダー平等と雇用問題』の講師の金井郁さんも、

『収入の壁によって社会は女性が非正規やパートの労働者であることを固定化させた。壁を取り除くだけでなく非正規雇用で働く女性労働者の賃金を引き上げる政策を示さなければ問題の根本解決にならない』と指摘しています。

(毎日新聞2月4日)

年収の壁にできた穴をふさいでいる場合ではないのです。この30年間の賃金の低迷、格差の拡大を止めなければ。

## 9/30 川崎母親大会・分科会『ジェンダー平等と社会のしくみ』で考えた「税」

川崎母親大会 分科会『ジェンダー平等と社会のしくみ』は、すすめる会の協働事業、『ジェンダー平等と雇用問題』、『私の賃金低くないですか』とも重なるテーマで、私たち女性が生きづらさを感じる今の社会を変えていこうとする熱気を感じました。

三つに分かれたグループでの発言からも、「厚生年金の1号から3号まですべての被保険者になった」「キャリアを中断したことを今でも悔やんでいる」「いろいろ話を聞いて働き方を変えようと考えている」「やはり金銭面から夫の扶養の範囲で働こうと思う」などの多くの発言には女性の働き方が多様であることを実感しました。

また「所得税法56条をなくしてほしい、隣の魚屋で働いたら給料もらえるのに、自分ちの八百屋で朝から晩まで働いても、年間80万円控除されるだけ、そんなのおかしい」には、政府は女性の活

躍などとおだてているけど、今までどれだけ安く、都合よく使ってきたのかと納得しました。

誰もが働いて、見合った賃金を得て、税と社会保険制度も個人を単位とした社会になることが必要なのではないのでしょうか。また、2023年発表の内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査概要では、『家事や育児に女性がより多くの時間を費やしていることが職業生活で女性の活躍が進まない要因の一つ』との意見に「そう思う」と回答した女性が88.6%、男性も78.6%でした。社会の認識は変化しています。それを政治が察知していないのが問題です。

今年のノーベル経済学賞を受賞したクラウディア・ゴールドインさんも記者会見で日本の労働市場に言及して「女性を労働力として働かせるだけでは解決にならない」と指摘しています。(ほそや)

## 女性ニュース

### ■ ノーベル経済学賞 ゴールデン氏受賞

10月9日 スウェーデンの王立科学アカデミーは、2024年のノーベル経済学賞を経済史の研究者で米ハーバード大教授のクラウドディア・ゴールデン（77）に授与すると発表。200年超にわたる米国の労働市場に関する膨大な資料をち密に検証し、女性の雇用率や男女間の賃金格差が生じた要因などを分析したことが評価された。

### ■ ネット中傷「差別で違法」-横浜地裁川崎支部

10月12日 横浜地裁川崎支部で、インターネットの差別的な投稿を書き込んだ男性に、「精神的苦痛を受けた」として、在日3世で川崎市ふれあい館館長のチェ・カンイチャさんが、損害賠償を求めた訴訟の判決がでた。櫻井裁判長は、投稿がヘイトスピーチ解消法が規定する「不当な差別的言動」であり「人格権に対する違法な侵害行為」だとして、男性に194万円の支払いを命じた。

### ■ サハロフ賞にアミニさん

10月19日 欧州議会（EU）はイランで女性の頭部を覆うスカーフの着用強制をめぐる警察に拘束され死亡したマフサ・アミニさん（当時22）と権利拡大を訴え講義を続けるイランの女性たちに対し、サハロフ賞を授与すると発表した。イランではその後、「女性、いのち、自由」のスローガンを掲げ、各地でデモがつつんでいる。

### ■ アイスランド 48年ぶり男女同権求めスト

10月24日 男女の賃金格差や性暴力を終わらせようと、女性とノンバイナリー（男でも女でもないとする性自認）による全日ストライキが48年ぶりに行われた。ストは女性たちが家事や子育てを含むあらゆる仕事を放棄するよう呼びかけ、小中学校の教師の8～9割が女性の為学校は全日休校になった。病院や図書館など多くの公共施設も開館時間が短縮されるなど、女性の存在感を社会に示した。

### ■ 南極観測隊に初の女性隊長

10月30日 政府の南極はらだ地域観測統合本部は、来年12月に南極に向かう第66次観測隊の

隊長を東京大学大気海洋研究所の原田尚美（56）に決めた。女性が隊長に選ばれるのは初めて、副隊長は藤田健氏（53）原田教授は第60次隊で女性初の副隊長を務めるなど観測隊に過去2回参加した。専門は生物地球科学。

■ アイヌ民族と在日コリアンに対する差別発言で札幌と大阪の法務局から人権侵犯と認定された自民党の杉田水脈衆院議員ですが、この夏、国立女性会館を訪れた折、『役割を終えている、費用を削減して防衛費などに充てられないか』と自身のブログで主張したと報じられました。

ジェンダー平等がなんであるかを理解していない人、差別は当然とする人に政治をする資格があるのか・・・

### これからの活動

11月14日(火) 幹事会 すくらむ21 10:00～

11月18日(土) ごえん楽市参加

10:00～市民活動センター

11月19日(日)すくらむ協働事業

「わたしの賃金低くないですか」

講師 佐藤ひとみさん

### 活動日誌

8月5日 通信印刷・発送

8月22日 トークサロン参加 カラカサン  
10:00～すくらむ21

8月26日 すくらむ21協働事業交流会参加

8月26日 ミニトーク 勝又千鶴

すくらむ21インターンシップ生

8月30日 トークサロン参加 すくらむ21

国広陽子さん

8月30日 幹事会

9月8日(金) 幹事会 市民活動センター10:00～

9月22日(金) 幹事会すくらむ21 15:00～

9月30日(土) 川崎母親大会参加

10月13日(金) 幹事会 すくらむ21 10:00～

10月14日(土) 「ジェンダー平等と雇用問題」

講師 金井郁さん すくらむ21 参加

10月24日(火) 幹事会 すくらむ21 10:00～

11月1日(水)佐藤ひとみさん（講師）と打ち合わせ 14:00～すくらむ21